

業務委託契約書(案)

1 委託業務の名称 第77回全国植樹祭基本計画(素案)作成業務

2 履行場所 発注者が指定する場所

3 履行期間 契約締結日から令和7年9月30日(火)まで

4 業務委託料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円

5 目的および内容 別添仕様書のとおり

6 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者および受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住所 奈良県奈良市登大路町30

氏名 第77回全国植樹祭奈良県実行委員会

会長 山下 真

受託者 住所

氏名

(総則)

- 第1条 第77回全国植樹祭奈良県実行委員会 会長 山下 真 (以下「甲」という。) 及び、
_____ (以下「乙」という。) は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別添仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書および仕様書に記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 甲および乙は、この契約から生じる甲乙間の争いにつき、被告となる者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第3条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 乙は、甲の承諾なく、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 乙は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下、この条から第6条において「著作権等」という。)のうち乙に帰属するもの(著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。)を当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

(著作者人格権の制限)

- 第5条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、乙は、著作権法第18条及び第19条に規定する権利を行使してはならない。
- 一 成果物の内容を公表すること。
 - 二 成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
- 一 成果物の内容を公表すること。
 - 二 成果物に乙の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害の防止)

- 第6条 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。
- 2 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

- 第7条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画及び判断並びに業務遂行管理及び技術的判断等（デザイン、設計等）をいうものとする。
- 3 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方、再委託する業務内容、再委託の必要性、再委託の相手方の選定理由等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その全ての責任を乙が負うものとする。

(特許権等の使用)

- 第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(中間報告)

- 第9条 甲は、必要と認められる時は、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は中間報告書の提出を求めることができる。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第10条 乙は、業務の内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下本条において「仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第13条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第14条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(委託料の変更方法等)

第15条 委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第16条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

第18条 甲は、業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができます。この場合において、仕様書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第19条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対し書面をもって通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に報告しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならぬ。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第20条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料

を支払わなければならない。

- 3 甲は、乙から請求があり、必要と認めるときは、契約金額の2分の1の範囲で1回に限り概算払いができるものとする。
- 4 委託料が概算払いされている場合、甲は前条第2項の額の確定に基づき精算を行い、概算払いされた委託料を除いた残額がある場合、これを乙の請求に基づき支払うものとする。その支払については、第2項の例による。
- 5 乙は、前項による精算の結果、概算払いされた委託料が、前条第2項で甲が認めた正当な既履行部分に相当する額を超過する場合、これを甲に返還する。その支払期限等については、甲の指示に従うものとする。

(契約不適合責任)

- 第21条 甲は、成果物の種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」という。）は、乙に対してその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において乙が負うべき責任は、第19条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
 - 3 甲は、契約不適合を知ったときから1年以内に乙に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 4 第1項の規定は、契約不適合が仕様書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容及び指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞及び違約金)

- 第22条 乙の責めに帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、期限後相当期間内に完了する見込みがあるときは、乙は、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、委託料から既済部分に対する委託料相当額を控除した額について年10.75%の割合を乗じて算定して得た額を違約金として納付しなければならない。

(発注者の解除権)

- 第23条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 乙が、契約の締結に当たり、不正な行為をしたとき。
 - 二 乙が、その責めに帰する事由により履行期限若しくは委託期間内又は履行期限後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 三 乙が、正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - 四 乙が、この契約の履行に関して不正な行為をしたとき。
 - 五 乙が、この契約条項に違反することにより、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、乙に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 2 甲が、前項の規定により契約を解除したときは、乙は委託料の100分の10に相当する額を損害賠償金として、甲の指定する期間までに納付しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 七 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。
 - 八 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(発注者の任意解除権)

第25条 甲は、業務が完了するまでの間は、第23条及び第24条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第26条 乙は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - 二 業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他部分の業務が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

- 第27条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(賠償金等の徴収)

- 第28条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年10.75パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(個人情報の保護)

- 第29条 乙は、この委託業務の実施にあたり取り扱う個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

- 第30条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及び損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、隨時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

